

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年8月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ニカラグア国マナグア湖の水質・汚染源管理能力向上プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：ニカラグア国マナグア湖の水質・汚染源管理能力向上プロジェクト

調達管理番号：26a00549

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年8月5日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ニカラグア国マナグア湖の水質・汚染源管理能力向上プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年11月 ～ 2030年10月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2026年11月 ～ 2028年10月

第2期：2028年11月 ～ 2030年10月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期

間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきまして
は、契約交渉の場で確認させていただきます。

第1期：2026年11月～2028年10月

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の20%を限度とする。

第2期：2028年11月～2030年10月

- 3) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 4) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の20%を限度とする。

（6）部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。¹具体的な部分払の
時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

第1期：2026年11月～2028年10月

- 1) 2027年度（2027年8月頃）

第2期：2028年11月～2030年10月

- 1) 2029年度（2029年8月頃）

2. 担当部署・日程等

（1）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（2）事業実施担当部

地球環境部 環境管理・気候変動対策グループ 環境管理・気候変動対策第
二チーム

（3）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 8月 10日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年 8月 19日 12時まで
3	質問への回答	2026年 8月 24日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2026年 9月 4日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

6	評価結果の通知	2026年 9月 15日まで
7	技術評価説明の申込（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ニカラグア国マナグア湖の水質・汚染源管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：25a00432）の受注者（株式会社アイコンズ）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等

契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/hwJ3qwcpGN>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途

メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙4の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・

斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	関係4機関（ENACAL、ANA、MARENA、ALMA）の連携体制構築及び将来的な「マナグア湖管理委員会」設立に向けた効果的なアプローチ。特に機関間の役割分担の明確化、情報共有の制度化、委員会設立に至る段階的プロセスについて。	第3条2.（1）・（2） 第4条2.（1）①
2	複数機関に分散する汚染源・水質データ	第4条2.（1）①

	の収集・整理・統合の進め方、並びに固定発生源・非点源を含むインベントリーの概要及び整備の進め方について	
3	マナグア湖における汚濁負荷解析モデル及び将来アセスメントモデルの構築手法。データ制約を踏まえたモデル構成の選定及び大学・研究機関の活用含めること。	第4条2. (1) ③
4	モニタリング技術強化及び水質分析結果の質的担保に係る方法並びに国家水資源情報システム (Si Agua) との連携・役割分担について。	第3条2. (3) 第4条2. (1) ①・③
5	環境啓発活動の制度化及び市民参加の促進方策。特に、草の根技術協力事業「マナグア市水環境学習・教育および多様な主体の連携による環境保全活動推進支援事業」との具体的な連携方法を含める。	第4条2. (1) ④

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年10月
- ・ RD署名：2026年7月10日

☒ 別紙1「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙2「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）4機関の連携を基本とする実施体制

本事業は、上下水道公社（ENACAL）（メインカウンターパート）、水資源庁（ANA）、環境天然資源省（MARENA）及びマナグア市（ALMA）の4機関の連携により実施される。ENACALがメインカウンターパートとなっている状況に留意し、プロジェクト・ディレクター（ENACAL）、プロジェクト・マネジャー（ENACAL及びANA）を中心とする実施体制の下、合同調整委員会（JCC。議長はENACAL総裁）及び成果ごとにワーキンググループ（WG）を設置し、各機関の連携に留意したプロジェクト運営及び管理を行う。

(2) 4機関の役割及びプロジェクト業務

実施機関が多岐にわたることから、詳細計画策定調査において活動ごとに主たる責任機関が明確化されており、POに記載し各機関と確認済みである。受注者はこの役割分担（ENACAL：関係機関調整・水質データ提供・法令案提出窓口、ANA：流域単位の統合水資源管理（IWRM）推進・排水インベントリー・データベース連携・流域委員会設置調整、MARENA：環境・生物モニタリングの実施機関、環境啓発・普及活動の中核、水質基準等との整合確保、ALMA：都市排水・廃棄物管理）を踏まえ、各機関の関与と調整負担に配慮して業務を計画する。また、本調整については、別途派遣される長期専門家とも連携して行う。

また、各機関とも人員等のキャパシティが限られており、トレーニングプログラムの作成において効率的な技術移転業務計画を検討する。

(3) 科学的知見に基づく水質・汚染源管理と既存分析基盤の活用

湖全体を対象とした継続的な水質モニタリングデータは限られており、既存データはENACAL（下水処理場放流水モニタリング）、ANA（排水許可インベントリー）、ALMA（汚染源データベース、環境モニタリング）等に分散している。受注者は、これら既存データの状況をまず把握し、その収集・整理を優先しつつ、必要な追加モニタリング・分析計画を設計する。また、各機関の保有情報の形式・内容を整理・統合し、インベントリーの管理・更新主体（ANA、MARENA、ENACALに加えINETER（国立地理・水文・気象研究所）等既存データ基盤を有する機関を含む役割分担）の検討まで含めて支援する。水質分析に当たっては、CIRA-UNAN（国立自治大学水資源研究センター）やENACAL中央研究所の既存設備・人材を最大限活用し、機器整備・試薬調達コストの抑制と分析結果の相互検証によるデータ信頼性確保を図る。

また、汚濁負荷解析モデル及び将来アセスメントモデルの構成は、流入河川と湖沼を一体で解析する方法、または河川側で推定した汚濁負荷量を境界条件として湖側に与える方法のいずれかを、目的・データ状況に応じて選定する。モデルの運用はANA・ENACALを中心とし、CIRA-UNAN等の技術協力を得ながら、ANA及びENACALの人的リソースを十分考慮し、プロジェクト終了後も自立的に運用可能な水準・構成とする。なお、モデリングのためのデータ解析ソフトについては供与先に留意する。

(4) 固定発生源調査について

固定発生源インベントリーを基礎に、INETERが保有する水文・土地利用データ

を活用しつつ、必要に応じて流入河川（Río Viejo、Río San Isidro、Río Oriental等）や主要汚染源（旧埋立地、下水処理場等）の追加モニタリングを行う。生物指標（魚類、底生生物、植物プランクトン等）等を活用した生態系調査を試行的に実施する。調査内容は、調査結果の活用方法も踏まえ、MARENAと協議の上決定する。

（５）草の根技術協力事業・BIWAKO タスクフォースとの連携

本事業は、2026年度から実施予定の草の根技術協力事業（地域活性型）「マナグア市水環境学習・教育および多様な主体の連携による環境保全活動推進支援事業（仮称）」（滋賀県・ILEC(国際湖沼環境委員会)）と密接に連携して実施する。同事業で開発される教材・教育手法、市民・学校・自治体の協働ネットワークを活用し、成果4（環境啓発事業の制度化）に係る活動との相乗効果を図る。

また、2020年度以降のJICAニカラグア事務所が中心となり実施してきたBIWAKO タスクフォースにより、琵琶湖モデルに関するセミナー、環境教育（フローティングスクール）、日系現地専門家による水質調査、課題別研修等の取り組みが継続されており、これらの成果・人的ネットワークを本事業に活用する。本邦研修の計画に当たっては、滋賀県・ILEC等の琵琶湖流域管理の知見の活用を検討する。

（６）他ドナーとの連携及び協力成果の活用検討

中米経済統合銀行（CABEI）及びドイツ復興金融公庫（KfW）によるマナグア市下水処理施設の更新及び周辺都市の下水処理施設建設（2023～2026年）が進行中であり、本事業では同事業の進捗を確認し、マナグア湖の環境改善効果評価やモニタリング等の関連調査での連携を図る。また、世界銀行が2017年に支援した国家水資源計画（PNRH）実施及び国家水資源情報システム構築は本事業の情報管理体制構築に活用可能であることから、関連情報の収集を行う。

（７）気候変動対策・生物多様性への貢献

本事業は、ニカラグアの「国が決定する貢献（NDC）」が掲げる適応策「水資源管理の制度強化」及び「都市・インフラ分野のガバナンス向上」に貢献するものである。

マナグア湖の環境質調査においては、水質モニタリングのみならず、生態系調査（想定としては、生物指標（魚類、底生生物、植物プランクトン等）調査を基本）も行う。同調査の具体的事項はプロジェクト開始以降、MARENAと協議し決定する。

また、汚染源インベントリ整備、水質・生物モニタリング調査に基づくマナグア湖の環境状態の把握、気候変動要因（降雨変動・干ばつ等）を踏まえたリスク評価・将来シナリオ分析を通じ、水資源・生態系のレジリエンス強化に必要な科学的根拠の提供と対策の優先順位付けを支援する。

（８）現地エキスパートの活用について

ニカラグアのマナグア湖に関する調査・研究の経験を有する現地エキスパートの活用を検討する。現地エキスパートの候補者については、JICAニカラグア事務所およびカウンターパートと協議の上、必要な手続きを踏まえ、適切な人材を選定する。

第４条 業務の内容

１．共通業務

別紙３「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１に関わる活動

活動１-１ マナグア湖の水質管理に係る組織体制及び政策枠組みの現状分析を行い、制度・政策上の課題を明らかにする。

活動１-２ 湖沼水質管理委員会（マナグア湖水質管理委員会）の設立に向けた活動を実施する。

活動１-３ 固定発生源に関するデータを収集する（対象発生源分析含む）。

活動１-４ 固定発生源及び一般水質モニタリングの実施体制を改善する。

活動１-５ 固定発生源インベントリを作成する。

活動１-６ インベントリ作成プロセスを通じて、マナグア湖環境管理の実施体制案を策定する。

② 成果２に関わる活動

活動２-１ 現在の汚染源管理システム（組織体制、人員配置、役割及び能力を含む）の改善ニーズを明らかにする。

活動２-２ 必要な法制度及び政策について、現行法令の改正案を含めて整理・リスト化する。

活動２-３ 水質管理に必要な法令、規則又はガイドラインの案を作成する（アクションプランを含む）。

③ 成果３に関わる活動

活動3-1 非点源汚染を含む汚染源インベントリーを作成する（水質モニタリング及び生物多様性モニタリング活動を含む）。

活動3-2 マナグア湖における汚濁負荷解析モデルを開発する。

活動3-3 将来予測評価モデルを構築し、汚濁負荷削減に向けたシナリオを作成する。

活動3-4 作成したシナリオに基づき、改善のためのアクションプランを策定する。

④ 成果4に関わる活動

活動4-1 モニタリングデータの公開方法を決定し、データを一般公開する。

活動4-2 教育・啓発資料を作成し、環境啓発活動を実施する。

活動4-3 モニタリングデータ及びモニタリング手法を含む湖沼環境に関する資料を作成する。

現地研修及び現地セミナーの想定規模は以下のとおり。

目的	水質管理（モニタリング、汚濁負荷解析等）技術研修
実施回数	約6回
対象者	カウンターパート機関、関連機関、研究所等
参加者数	約20名/回
開催期間	約2日/回
実施場所	マナグア市内
実施形態	対面・オンライン併用

目的	プロジェクト成果進捗セミナー
実施回数	約3回
対象者	マナグア湖保全に関係する関係者
参加者数	約60名/回
開催期間	約1日/回
実施場所	マナグア市内
実施形態	対面・オンライン併用

（2）本邦研修

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	湖水環境管理に向けて本邦で行われている管理技術及び関係機関の連携に係る政策等について習得することを目
実施回数	合計2回
対象者	カウンターパート、マナグア湖周辺自治体職員
参加者数	約10名/回
研修日数	約10日（移動日を含む）/回

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式の提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、カウンターパートを対象とし、水環境政策及び機関連携に関する能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。
- ニカラグアでは家庭・地域社会において男性優位的な価値観が残存し、環境保全活動が「女性が行うもの」と誤解され男性が主体的に関与しにくい構造があると考えられていることを踏まえ、本事業では、環境啓発活動に対する調査を男女別に実施・分析し、啓発活動に対する満足度の男女差を一定割合（目標値は第1回 JCC で決定予定）以内に留めることを指標として設定している。受注者は、従来型の女性参加率の計測にとどまらず、男性側の意識変革と参加促進を含む包括的な環境意識向上のアプローチを設計し、分析結果を政策形成・教育活動に反映させる。

第5条 報告書等

1. 報告書等

☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	－
ワーク・プラン	X契約締結後1.5カ月以内	英語・西語	電子データ	－
半期報告・レビュー報告書	X業務開始から6カ月毎	英語・西語	電子データ	－
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	－
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	1部
			CD-R	1部
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語・西語	製本	1部（日） 4部（西）
			CD-R	1部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（３）半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書及び業務進捗報告書

要約

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- （ア）PDM（最新版、変遷経緯）
- （イ）業務フローチャート
- （ウ）WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- （エ）人員計画（最終版）
- （オ）研修員受入れ実績
- （カ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- （キ）供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- （ク）合同調整委員会議事録等
- （ケ）その他活動実績

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) マナグア湖水環境管理体制報告書
- (2) 水質汚染負荷管理規則・モニタリング計画・ガイドライン集（案）
- (3) マナグア湖汚染源インベントリー及び汚濁負荷解析報告書
- (4) マナグア湖水質改善アクションプラン
- (5) マナグア湖環境教育・普及啓発パッケージ資料
- (6) 能力強化・国内トレーニング成果報告書

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。具体的な実施内容については、C/Pとも協議の上決定する。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	マナグア湖水 質調査	マナグア湖全域の水質モニタリング 調査	3回	定額計上
2	生態系調査	マナグア湖生態系調査	1回	定額計上
3	固定発生源調 査	マナグア湖周辺の湖水に排出される 固定発生源水質調査	1回	定額計上
4	水質汚濁負荷 解析	マナグア湖における汚濁負荷解析モ デル設計調査	1回	定額計上
5	環境啓発事業	環境教育・啓発イベント事業	3回	定額計上

第7条 機材調達

☒ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

☒ 調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	簡易水質モニタリング機器	水質一般環境項目について測定可能なポータブル機器-	5	事業用物品	本見積
2	データ解析ソフト	汚濁負荷解析ソフト-	1	事業用物品	本見積

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表（案）

1. 案件名（国名）

国 名： ニカラグア共和国

案件名： マナグア湖の水質・汚染源管理能力向上プロジェクト

Project for Capacity Building in Water Quality and Pollution Sources in Lake Managua

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における水質環境管理セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ニカラグア共和国（以下、ニカラグア）の首都マナグア市には、約1,000km²の面積を持つマナグア湖（琵琶湖の約2倍弱）が隣接している。マナグア湖は、マナグア市や周辺都市からの未処理の産業排水、生活排水、農業排水の流入により長年汚染されてきた。湖から流出する河川は1本のみで、実質的に閉鎖湖であるため、水質改善は困難な状況にある。一方で、観光資源としての活用や、将来的な地下水代替水源としての期待も高まっている。

この課題に対応するため、ニカラグア政府は1995年にマナグア市下水道マスタープラン（PRASMA）を策定し、2009年には下水処理場の運用を開始した。現在、マナグア市の下水道普及率は65%まで向上している。さらに2013年には、湖水質に大きな影響を与えていた廃棄物集積場に代わり、衛生埋立最終処分場が設置されるなど、水質改善に向けた取り組みが進められた。しかし、2018年の政情不安やコロナ禍の影響により、マナグア湖の水質改善に向けた活動は停滞し、2020年には湖の水質保全を管理する「マナグア湖流域管理委員会」が法改正により廃止され、流域全体を統合的に管理する枠組みは停滞し、取り組みは一時的に中断することになった。しかし、2021年にGlobal Water Partnership Central America (GWP CAM) の協力により「統合水資源管理行動計画（PAGIRH）2022-2026」を策定し、2030年までの具体的な水質改善目標を設定し、関係機関が共同しての水資源管理を行う政策策定を行っている。

JICAニカラグア事務所が2023年に実施した基礎情報収集調査では、マナグア湖において生態系に悪影響を及ぼす汚染物質が検出され、汚染負荷低減への緊急対策の必要性が確認された。同調査では、汚染原因として①マナグア市からの下水排水、②中小零細事業者の未処理排水、③市内の廃棄物不法投棄が指摘されている。また、湖北では火山性由来の重金属汚染も報告されている。

ニカラグア政府は、水資源一般法（法律620、改正1046）に基づき、世界銀行の支援を受けて水資源管理・保全の制度枠組みを確立するため、「国家水資源計画（PNRH/2017）」以下の4つの戦略的柱を掲げている：①制度と法的枠組みの強化、②情報システムとガバナンス能力の向上、③地域参加と社会的包摂の促進、④資金調達と持続可能な実施の確保。

政策策定は進んでいる一方で、その実施体制には課題が残る。マナグア湖に直接排水する事業者の排水ライセンス管理は水資源庁（ANA）が担当し、排水モニタリングは環境天然資源省（MARENA）が担っているが、両者の役割分担は明確ではなく、協力体制の強化が求められている。ANAは自前のラボを持たず、認可された民間企業や大学に検査分析を委託しているが、検査項目や基準値を含む詳細規定は未整備であり、結果評価能力も不足している。MARENAは、環境モニタリングや工場からの排水監視業務を担っているが、職員数及び予算の関係で十分に対応できておらず、能力不足が指摘

されている。上下水道公社（ENACAL）は法令77-2003（廃水排出規制）に基づき、下水処理場への流入排水および湖への流出排水を定期的に検査・モニタリングしている。ENACALはラボを保有しているが、機材不足や検査項目・基準値が世界保健機関（WHO）等による国際基準より緩く、現状の体制においては安全な水利用に向けた十分なモニタリング実施に課題がみられる。

以上を踏まえ、マナグア湖の水質改善・保全に向けて、ANA、MARENA、ENACAL等の関係機関の協力関係の強化と制度化、さらに各機関の責任範囲に基づく水質検査・評価・モニタリングの技術向上および評価能力強化を目的とした技術協力プロジェクトが、ニカラグア政府から要請がなされた。

（２）当該国に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ

本案件は、対ニカラグア国別開発協力方針（2017年9月）の「重点分野1. 経済開発の促進に向けた基盤づくり」および「重点分野3. 環境保全と防災」に合致し、ニカラグア政府の「開発のための貧困対策国家5カ年計画（2022-2026）」の生態系・自然保全を意識した持続可能な湖環境開発を進めていく方針にも沿っている。また本プロジェクトは、環境管理グローバルアジェンダであるJICAクリーン・シティ・イニシアティブ（JCCI）のクラスター事業戦略「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」にも貢献し、あわせてJICAグローバルアジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」のクラスター①「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理（IWRM）」にも位置づけられる。また、SDG6.3「水質の改善」、SDG6.6「生態系の保全」に貢献するものである。

JICA技術協力「マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト（2016-2017年）」において作成され、マナグア市が2017年に正式承認したマナグア市都市開発マスタープランにおいても、マナグア市の都市開発に必要な飲料水供給能力強化につながる取り組みやマナグア湖の水質改善にかかる技術協力の必要性が指摘されており、本案件はこのマスタープランにも資するものである。

2020年以降のJICAニカラグア事務所のイニシアティブ（BIWAKOタスクフォース²）により、滋賀県びわ湖関係者（公益財団法人国際湖沼環境委員会等）との交流を通じた環境教育、課題別研修、日系パーソン専門家等による調査やワークショップ等の取り組みが継続的に実施されており、ニカラグア政府（国レベル、自治体レベルや学校等）のマナグア湖保全に向けた取り組みは強化されてきている。

これまでの成果を踏まえ、本事業を通じて、ANA、MARENA、ENACALやマナグア市（ALMA）等の協働・共創のベースを整備し、同湖の水質改善と水資源の保護・活用最適化を進めることは、気候変動対策及び環境保全に貢献する我が国開発協力大綱の重点政策に合致している。

（３）他の援助機関の対応

以下のプロジェクトが実施済みもしくは実施中である。

1）湖水管理に関連する主要プロジェクト

2023-2026年：中米経済統合銀行（CABEI）およびドイツ復興金融公庫によるマナグア市の排水処理施設の更新、および周辺都市の排水処理施設建設

2）流域管理関連の協力

² 2020年、JICAニカラグア事務所が中心となり、滋賀県の琵琶湖で培われた環境保全の経験（琵琶湖モデル）を、ニカラグアのマナグア湖の環境改善に活かす活動を実施している取り組み。

2016-2023年：欧州連合（EU）およびスイス協力庁の支援による「気候変動適応のための地域戦略的提携（ALLACC）」プログラム。当プログラムにおいて、ココ川における気候変動に対するレジリエンス強化の協力が実施され、水供給の改善、サニテーションサービスの改善等が実施された。

3. 事業概要

（１） 事業目的

本事業は、マナグア湖地域において、マナグア湖の環境管理実施体制の基礎の形成、水質汚染負荷管理のために法的枠組みやモニタリング計画案の作成、環境保全意識の向上と啓発活動の制度化を行うことにより、ENACAL、MARENA、ANA、ALMAによるマナグア湖の水環境管理能力の強化を図り、もって実施機関及び市民等とのマナグア湖水質環境の共同管理に寄与する。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名

主に首都マナグア市、他にマナグア湖周辺都市も一部協力可能性があり、事業開始後に決定する（サンディーノ市、マテアレ市、ラ・パス・セント市、エルヒカル市、サンフランシスコリブレ市、ティピタパ市）。

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：上下水道公社（ENACAL）、水資源庁（ANA）総合水資源局、環境天然資源省（MARENA）環境質局、マナグア市（ALMA）、及び関連機関の行政官・研究者

間接受益者：マナグア市市民、マナグア湖周辺地域住民

（４） 総事業費（日本側）

約3.4億円

（５） 事業実施期間

2026年7月～2030年6月（計48ヶ月）

（６） 事業実施体制

１） 主要実施機関

・上下水道公社（ENACAL）計画調整局・環境管理局

２） 共同実施機関

・環境天然資源省（MARENA）環境質局

・水資源庁（ANA）総合水資源局

・マナグア市（ALMA）

３） 関係機関

・商工省（事業排水の国家技術規格）

・国立自治大学水利研究所（湖や川などの水域での水質分析）

・教育省（教育機関での啓発活動）

（７） 投入（インプット）

１） 日本側

① 専門家派遣

(長期専門家) a) 組織連携、水環境政策・環境教育、業務調整

(短期専門家) (約40P/M) a) 組織制度分析、b) 環境水質管理/計画策定、c) 水質分析モニタリング、d) 汚濁負荷解析、e) 普及啓発・事業監理・研修企画等

② 研修

本邦研修、第三国研修

③ 供与機材(簡易水質測定機材、汚濁負荷解析ソフト)

④ 現地活動費(現地調査委託費、分析委託費等)

2) ニカラグア国側

① カウンターパートの配置

プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・マネジャー、その他各プロジェクト実施機関職員から構成されるワーキンググループ(WG)を形成。WGメンバーは、プロジェクト開始後決定する。

② 専門家の執務スペース、インターネットアクセス、光熱費等

③ 旅費・日当等の負担

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

2. (2)に記載の項目を含む以下の関連事業の成果を踏まえ、本事業を実施する。

① 「マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト」にて、優先プロジェクトの1つとして、水質改善の技術協力プロジェクトが提案された。マスタープランでは衛生環境改善として下水処理施設の方向性等も示されており、マナグア湖の環境改善に直接的に寄与する内容でもあり、本プロジェクトでも成果活用を行う。

② BIWAKO タスクフォースを 2020 年度に形成。滋賀県の国際湖沼環境委員会(ILEC)による琵琶湖モデルに関するセミナーや、滋賀県教育委員会による環境教育のセミナーなどをニカラグア政府向けに実施。環境教育(フローティングスクール)は 2021 年よりマナグア市役所・教育省・国立大学水理研究所が連携し継続して実施中(2020 年-現在)。

③ 南米で様々な湖の水質改善実績のある日系ペルー人専門家マリノ・モリカワ氏による現地水質調査の実施(2023 年)。

④ 課題別研修「水資源の持続的な利用と保全のための統合的湖沼・河川・沿岸流域管理」に ALMA と ANA から職員が参加。アクションプランとして、ALMA はマナグア市内のより小規模な湖での水質改善プロジェクトを、ANA はマナグア湖の水質改善プログラムの実施を計画した(2023 年、2024 年)。

⑤ 2024 年度草の根技術協力事業(地域活性型)「マナグア市水環境学習・教育および多様な主体の連携による環境保全活動推進支援事業」が採択済みであり、2025 年度から開始済。

現在までマナグア湖の水環境改善につながる技術協力、調査等が実施された。本プロジェクトではこれらの成果を踏まえ、水環境管理技術のさらなる向上につなげる他、連携により啓発活動及び多様な主体の参加等の相乗効果が期待される。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

2. (3)に記載のとおり、中米経済統合銀行によるマナグア市下水処理場の改

善、湖周辺都市での下水処理場建設（2023-2026年）が進められている。マナグア湖の水環境改善に資するプロジェクトであり、本事業においても、同下水処理場事業の進捗を確認し、マナグア湖の環境改善効果評価や、プロジェクト周辺でのモニタリングといった関連調査での連携が期待できる。

（９） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリー分類 Ⅰ

② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項

①気候変動対策

本事業は、ニカラグアの「国が決定する貢献（NDC）」が掲げる適応策「水資源管理の制度強化」および「都市・インフラ分野のガバナンス向上」に貢献する。本事業において、固定発生源・非点源を対象とした汚染源インベントリ整備、水質・生物指標に基づく環境状態の把握、気候変動要因（降雨変動・干ばつ等）を踏まえたリスク評価および将来シナリオ分析を実施する。これらの活動は、「水資源および生態系のレジリエンス強化」に必要な科学的根拠を提供し、対策の優先順位付けを支援する。本事業を通じて得られる成果（流域の汚染源管理能力の向上、水質改善対策の優先順位付け、機関連携の強化等）は、将来的に湖沼に流入する有機性汚濁負荷の削減を促すと期待される。

また、汚濁物質の分解過程で発生するメタンなどの温室効果ガス排出の抑制に間接的に寄与する可能性がある。このため、本事業は気候変動緩和策・適応策に寄与する。

②ジェンダー分類：【ジェンダー案件】GI（S）（ジェンダー活動統合案件）

<分類理由> 家庭や地域社会においては男性優位的な価値観が未だ残存する場合が多く、意思決定や資源管理における男女の役割分担に偏りがある中で、環境保全活動は女性が行うものと誤解され、男性が主体的に関与しにくい構造を生んでいると考えられている。

このジェンダーに基づく課題に対し、本事業では、環境啓発活動に対する調査を男女別に実施・分析することにより、男性の環境保全活動における意識の現状を把握し、環境啓発活動に対する満足度の男女差を一定割合の割合に留めることを指標として設定するとともに、これらの分析結果を今後の政策形成や教育活動に反映させることで、男性側の意識変革と参加促進を促し、より包括的な環境意識向上を目指すため。

③ 生物多様性

本案件は、マナグア湖の水環境保全に資する案件であり、直接的に生物多様性に貢献する案件である。事業において、生物指標（魚類、底生生物、植物プランクトン等）を用いたモニタリングを計画し、水質データとの統合解析により、生態系の健全性を定量的に把握することを目指す。これにより、単なる汚濁負荷削減にとどまらず、「生物多様性の回復」を追跡できる体制を整える。

（１０） その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：マナグア湖水質環境管理のため、実施機関及び市民との共同管理が強化される。

指標

1. 本プロジェクトで作成されたマニュアルやガイドラインが活用されている。
2. 本プロジェクトで開発されたプラットフォーム（マナグア湖管理委員会）が、マナグア湖の水質管理に活用されている。

(2) プロジェクト目標：実施機関（上下水道公社(ENACAL)、環境天然資源省(MARENA)、水資源庁(ANA)）、マナグア市(ALMA)）によるマナグア湖の水環境管理能力が強化される。

指標

1. マナグア湖管理委員会による情報共有会議が年X回開催される
2. マナグア湖管理委員会によって作成されたマナグア湖水質改善に関連した行動計画の承認に向けた行政手続きが開始されている。

(3) 成果

成果1：マナグア湖水環境管理上の課題が明確にされ、マナグア湖環境管理実施体制の基礎が作られる。

成果2：マナグア湖の水質汚染負荷を管理するための法的枠組み案及び水質モニタリング行動計画案が作成されることによりモニタリング活動が強化される。

成果3：湖水（表流水）の水質モニタリング技術が強化され、汚濁負荷削減計画作成に向けたシナリオが作成される。

成果4：マナグア湖環境保全に向けた意識が向上し、関係機関において環境啓発事業が制度化される。

(4) 主な活動：

活動1：マナグア湖の水質管理に係る組織体制及び政策枠組みの現状分析及び汚濁負荷に関する調査を実施する。あわせてマナグア湖環境管理実施体制案を作成する。

活動2：マナグア湖の水質汚染管理の実施状況の確認とニーズ分析を行う。水質管理に必要な規則またはガイドライン案を策定する。

活動3：環境モニタリング、及び非点源汚染を含むマナグア湖への汚濁負荷解析を行い汚濁負荷削減シナリオの作成を行う。

活動4：モニタリングデータの公表方法を決定し、公表を行う。また環境教育・啓発事業を実施し、制度化に向けた検討を行う。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：「国家統合的水資源管理計画（PAGIRH）2022-2026」他マナグア湖保全に向けた主要政策が変更されないこと。

(2) 外部条件：

（上位目標に至る外部条件）

プロジェクト関係機関の連携体制が維持され活動が継続する。
(プロジェクト目標に至る外部条件)
プロジェクトにおける各関係機関の役割分担が円滑に遂行される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ニカラグアにおけるJICAの「マナグア市無収水管理能力強化プロジェクト」(2017～2022年)では、ENACALの技術的および運営面の能力強化を通じて、関係機関間における調整メカニズムとデータ共有体制の確立が成果の持続性に不可欠であることが示された。また、「水銀調査・分析能力向上プロジェクト」(2014～2017年)では、分析機関間での品質保証・品質管理体制の構築が、技術移転の定着を左右する要素であることが確認された。

また、ILECに委託して実施していた課題別研修「水資源の持続可能な利用と保全のための統合的湖沼・河川・沿岸流域管理」(2024年度)では、6つの要素(組織・体制、政策、参加、技術、情報、財政)について統合的に取組む総合的水環境管理手法の重要性が示されている。本事業では、これら先行案件で得られた教訓を踏まえ、モニタリング手法、機器維持管理、データ品質管理に関する知見を汚染源監視体制の整備に活用する他、各機関の連携強化に向けた教訓として活用する。また、本事業では実施機関が多岐におよぶことから、円滑な活動実施を確保するため、活動ごとに主たる責任機関を明確化にしている。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致すると同時に、ニカラグア政府の「国家統合的水資源管理計画(PAGIRH)2022-2026」および「貧困撲滅・人間開発国家計画(2022-2026)」等の上位政策に整合し、水資源保全と水質改善を国家的優先課題とする政府方針に資するものであり、SDG6.3「水質の改善」及びSDG6.6「生態系の保全」に貢献する。

また、ANA、MARENA、ENACAL、ALMAの連携により、水質モニタリング体制整備や汚染源管理制度の改善、法制度強化、市民参加型環境啓発が促進されることで、マナグア湖の水環境改善に向けた持続的な水環境管理体制の確立が期待される。さらに、琵琶湖流域管理の知見活用を通じて人材育成・技術移転を図り、気候変動への適応、生態系保全、衛生・健康改善、ジェンダー平等推進にも寄与する。このため本事業の政策的優先度は高く、実施する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール
事業完了時評価

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

（５）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

２．選択項目

☒ 他の専門家との協働

- 発注者は本契約とは別に長期専門家を派遣予定である。受注者はこれら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、半期報告・レビュー報告書、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第４条「２．本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添１「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 別添２に受注者と同専門との活動役割案を提示している。受注者が活動開始後、本役割案については両方で協議の上、修正等を行っていくこと。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指 導 科 目 >

業務調整／水環境政策・環境教育／組織連携

<派遣の目的>

本専門家は、下記1～3に示すとおり、別途業務実施契約を行う短期専門家（以下SE）チームと緊密に連携し、以下の業務を実施することを目的として派遣する。

1. 業務調整分野

SEチームと定期的な意見交換を行い、プロジェクト進捗状況の関係者への共有、活動方針の検討、プロジェクト実施環境の把握を行う。また、日本側およびニカラグア側双方の関係者と密接な意思疎通を図ることにより、プロジェクトの円滑な運営・管理に貢献する。

2. 水環境政策・環境教育分野

マナグア湖保全に関連する水環境政策の概要を把握し、SEが実施する関連ガイドラインやマニュアル等の作成に向けた支援を行う。また、これらの政策における環境教育の位置づけを整理し、政策の有効性向上に資する環境啓発セミナー等の実施内容の検討を行う。

3. 組織連携分野

各カウンターパート（CP）機関間の連携を促進し、マナグア湖管理委員会の設立に向けた支援を行う。あわせて、同時期に実施予定のJICA草の根技術協力やJICA海外協力隊等の他のJICAスキームとの連携を支援する。さらに、マナグア湖環境保全に向け、マナグア市民、NGO、その他のステークホルダーとの連携強化を促進する。

<活動内容>

1. 業務調整

（1）プロジェクト全体の活動をモニタリングし、その進捗状況を把握する。

- (2) プロジェクト実施上の課題を把握するとともに、SEチームと協力して合同調整委員会（JCC）の開催に向けた調整を行う。また、これらの状況について、定期的に事務所および本部と共有する。
- (3) SEチームと連携し、本邦／第三国研修参加者の研修参加に係る調整および支援を行う。
- (4) 本専門家業務に係る公金および物品の管理、事務・会計・庶務を取りまとめ、計画的な執行を図る。
- (5) JICAが実施している関連プロジェクトの状況を把握する。特に同時期に実施される草の根技術協力活動の状況を把握し、活動へのオブザーバー参加や意見交換を定期的に実施する。
- (6) 各種広報活動を通じて、プロジェクトの積極的な発信を行う。

2. 水環境政策・環境教育

- (1) ニカラグアにおける水環境政策の概要を把握する。
- (2) C/P機関を中心としたマナグア湖の水環境管理への取組について、SEチームの活動を補完する形でモニタリングを行い、政策実施の進捗を把握する。あわせて、プロジェクトの進捗を踏まえ、政策課題およびプロジェクト実施に関連する政策上の課題を整理する。
- (3) プロジェクト成果に関する情報共有ワークショップや啓発セミナーを主体的に実施し、民間企業、市民、NGO等の関係者と連携して、マナグア湖の保全に向けた啓発活動を推進する。

3. 組織連携

- (1) PAGIRHにおけるマナグア湖保全に向けたアクションプランの内容を把握する。特に、C/P機関間の連携に係る政策および取組を把握するとともに、マナグア市による環境保全の取組を把握する。
- (2) 各機関間の連携課題を把握し、SEチームと連携して課題分析を行う。
- (3) 上記の分析結果を踏まえ、SEチームと連携し、C/P機関間の連携強化に向けたワークショップやセミナー等を実施する。
- (4) マナグア湖保全に関係する他ドナーの支援動向を把握し、SEチームと連携してプロジェクトの進捗状況の共有を図る。

<期待される成果>

当該専門家の派遣により、プロジェクト関係者間の円滑な意思疎通が確保され、日本側およびニカラグア側の投入が適切に管理されるとともに、他ドナーを含む関

係機関との連携が強化される。また、法規制の動向や他ドナーの活動に関する情報が適時に把握・共有され、円滑なプロジェクト運営が実現される。さらに、ニカラグアの環境政策および水環境管理に係る課題が明確化され、啓発活動等を通じた成果発信の仕組みが構築される。加えて、マナグア湖の水環境管理に関するニカラグア行政機関の連携体制が強化され、流域管理委員会の課題が整理されるとともに、他のJICA事業（特に草の根事業）との連携が促進されることにより、マナグア湖水環境管理体制の強化に寄与する。

受注者と専門家の役割（案）について

	主たる活動	受注者	長期専門家
日常のプロジェクト管理	各成果の進捗管理	主担当	補佐
	日常活動のモニタリング（C/Pとの意見交換・情報共有）	アドバイス	主担当
業務進捗報告書・完了報告書	報告書作成業務	主担当	協力
	月報等の定期報告	契約に基づく報告担当	月報への協力 その他定期報告
JCC	JCCの開催	主担当（議題設定、会場ロジ全般）	関係者との調整支援、報告等の協力
成果1から3の活動のうち マナグア湖管理委員会に関する活動	・管理委員会立上げに向けた活動	主担当	関係各機関との密な打合せ、現状把握等、連携に向けての主体的実施
成果1から3の活動のうち上記以外の技術協力活動	・水質モニタリングやインベントリー調査、汚濁負荷解析等の活動	技術協力活動全般の主担当	マナグア湖保全に関連するC/P機関以外との調整、情報収集把握 連携活動補佐
成果4に関する活動	・環境啓発イベント事業 ・草の根との事業連携	主担当	関係機関との調整、イベント開催補佐
関連機関との連携	・他ドナーとの連携 ・マナグア市以外のマナグア湖周辺市との連携 ・C/P機関以外との連携	補佐	主担当

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：水環境管理に関する業務、及び環境政策作成支援に関する業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

＊ 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙4 プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：全途上国

② 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程2026年10月に契約を締結し、2026年12月までに現地渡航してプロジェクトを開始し、48か月後の2030年11月の終了を目処とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 27.73人月

本邦研修に関する業務人月3.80を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意してください。

2) 渡航回数の目途 延べ45回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- マナグア湖水質調査
- 生物多様性調査
- 固定発生源調査
- 水質汚濁負荷解析
- 環境啓発事業

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

本業務に関する以下の資料をJICA地球環境部環境管理・気候変動対策グループ環境管理・気候変動対策第二チームから配付しますので、gegem@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- 詳細計画調査報告書（2025年10月）
- JICA ニカラグア事務所が2021年に実施した基礎情報収集調査報告書（西・英仮訳）
- JICA ニカラグア事務所が2023年に実施した基礎情報収集調査報告書

2) 公開資料

- 「ニカラグア共和国マナグア市無収水管理能力強化プロジェクト終了時評価報告書」
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12354684.pdf>

- 「ニカラグア共和国水銀調査・分析能力向上プロジェクト事業完了報告書」

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000033589_01.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（西語⇄英語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ニカラグア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

186,854,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費

3) 定額計上を指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（37,282,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	水質調査	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	9,000,000円	水質調査費一式 3回分	再委託
2	生態系調査	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3) 現地再委託	3,000,000円	生態系調査一式	再委託
3	固定発生源調査	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実	3,000,000円	固定発生源調査一式	再委託

		施 上 の 条 件 (3)現地再委託			
4	水質汚濁負荷解析	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施 施 上 の 条 件 (3)現地再委託	5,000,000円	汚濁負荷解析費一式	再委託
5	環境啓発事業	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施 施 上 の 条 件 (3)現地再委託	3,000,000円	啓発事業一式 3回分	再委託
6	本邦研修にかかる経費	第2章 特記仕様書案 第4条. 業務の内容 (2) 本邦研修	14,282,000円	報酬(事前業務(3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では3号0.5人月:研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費、1,059,110円) / 回×2回	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください(千円未満切捨て不要)。

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更

手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（9）その他留意事項

特になし

別紙4：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(－)	(8)
ア) 類似業務等の経験	－	4
イ) 業務主任者等としての経験	－	2
ウ) 語学力	－	1
エ) その他学位、資格等	－	1
3) 業務管理体制	(－)	(4)